

告 示

埼玉県告示第七百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおい空の会

三 代表者の氏名

熊谷 智之

四 主たる事務所の所在地

埼玉県富士見市大字東大久保九百九十六番地一

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、遺族又は遺体を保管・管理している個人又は機関に対し、早急かつ低金額で遺体を搬送し、希望に沿った葬儀・供養を行う方法を相談・提案し、可能な限りの労務を提供する事によって、依頼者の金銭的な負担を軽減し、より良い方法で故人の供養ができるように活動し、また、引き取り手がない遺体を誠意をもって搬送し、供養するための協力を行うことを目的とする。

（変更後）この法人は、相続に対し不安を抱えている方に対し、相談会、講習会等を企画開催し、各人に合わせたより良い相続対策の提案を行い、また、遺族、遺体を保管・管理している機関に対し早急かつ低価格で、遺品整理及び遺体を保管・搬送し希望に沿った葬儀・供養を行う方法を相談・提案し、安心した相続手続き、葬儀・供養の協力を行い依頼者の負担の軽減に寄与することを目的とする。